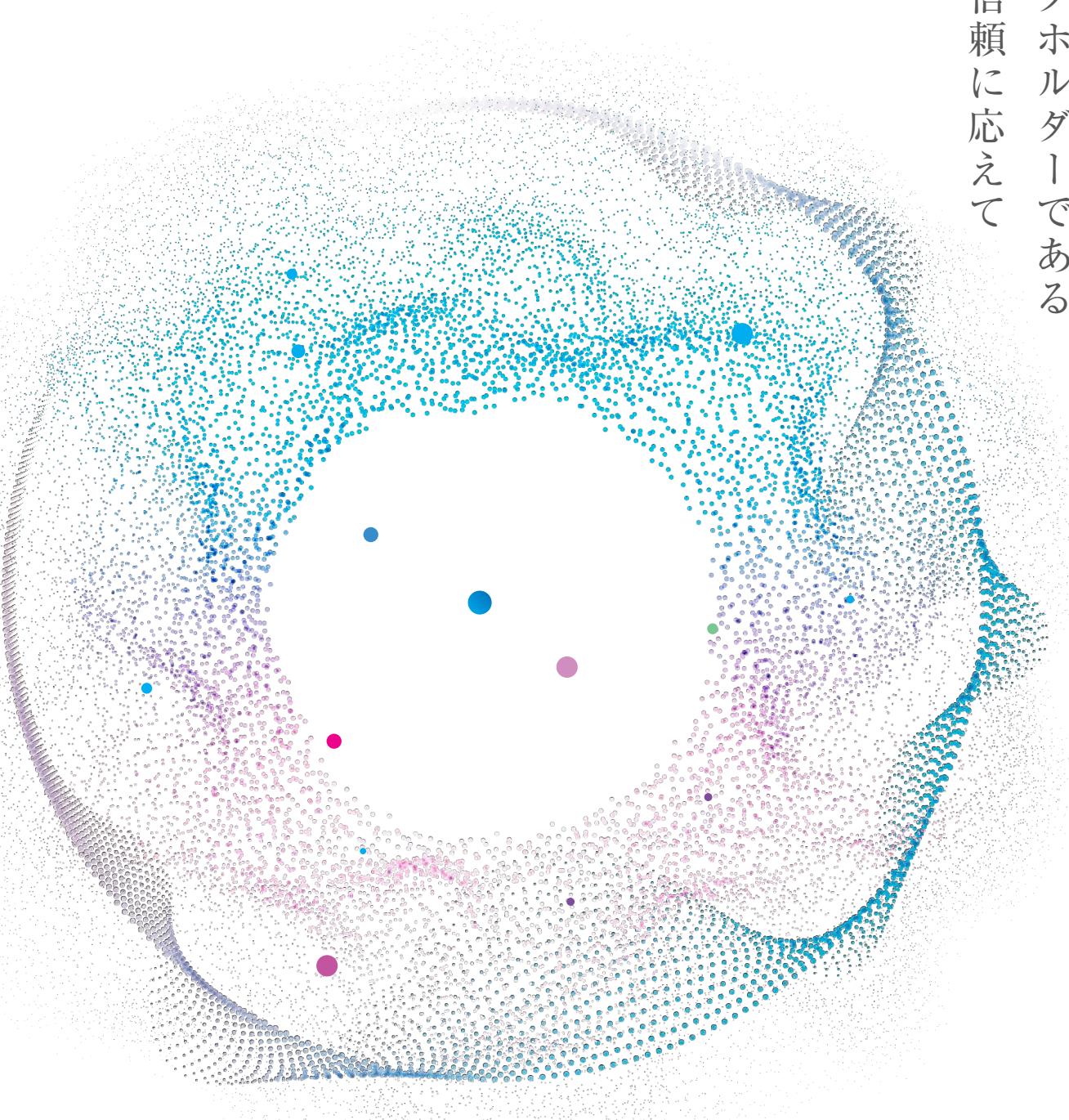




海南監査法人
Kainan Audit Corporation

ステークホルダーである
皆様の信頼に応えて



監査品質の マネジメントに関する 年次報告書 2025年

当法人では、サステナブルな社会の実現に向けて、ペーパーレス化を推進しており、
当報告書においても冊子にはせず、ホームページでの公開を原則としています。

2025年7月発行

Kainan Audit Corporation Audit Quality Report 2025

CONTENTS

01 トップメッセージ 3

02 監査法人の役割 5

- 1. トップの姿勢 5
- 2. 共通の価値観と行動指針 5
- 3. 構成員の動機付けと
開放的な組織文化・風土 6
- 4. 非監査業務と独立性 6

03 組織体制 7

- 1. 組織図 7
- 2. 経営機能の確保と主体的な関与 8
- 3. 被監査会社との意見交換 8
- 4. 職業的専門家としての能力の保持・発揮 9
- 5. IT 基盤の実装 9
- 6. サイバーセキュリティ対策 10
- 7. リモートワーク対応 10
- 8. 社員登用と経営機関の実効性確保 11
- 9. 外部の知見の活用とその役割 11

04 情報共有と人材育成 12

- 1. 経営機関等の考え方の浸透 12
- 2. 法人の構成員の士気を高める人材育成 12
- 3. 多様な人材の確保と構成員の配置 13
- 4. 教育研修 13-15
- 6. 内部及び外部からの通報 16

05 監査の品質管理に関する方針及び手続 17

- 1. 品質管理に関する責任の方針及び手続 17-18
- 2. 監査契約の新規の締結又は更新及び手続 19
- 3. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続 19
- 4. 業務の実施 20-22
- 5. 品質管理のシステムの監視 23
- 6. 監査事務所間の引継の方針及び手續 26
- 7. 共同監査の方針及び手續 26

06	外部検査	27
1.	外部機関によるレビュー及び検査制度について	27
2.	日本公認会計士協会による品質管理レビュー	28
3.	CPAAOBによる検査	29
4.	外部検査の結果とその対応	29
07	透明性の確保	30
08	グローバル ネットワークへの加盟	30
09	監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator)	31
10	財務基盤	32
11	法人概要	33
12	監査法人の ガバナンス・コードへの対応	35

TOP MESSAGE



海南監査法人
代表社員

溝口 俊一

01

トップメッセージ

当法人は、会計監査の遂行者としての公益的役割を自覚し、法人構成員の自由闊達な議論と相互啓発を通じて能力を最大限に發揮し、組織全体で監査品質の持続的な向上に取り組んでいます。これにより、企業の財務情報の的確な把握と適正な開示を実現し、社会に貢献することを目指しています。

この経営方針のもと、法人構成員は一丸となって監査品質の向上に取り組み、高いパフォーマンスを發揮することで、ステークホルダーである皆様の信頼に応えてまいります。

また、経営方針の中で基本理念を掲げ、職務を通じて社会に貢献し、常に品位を保持して誠実に業務を遂行し、組織体制の充実と向上を図っています。

当法人では、監査品質を最重視し、風通しの良い組織風土と適切なコミュニケーションのもと、付加価値の高い高品質なサービスの提供を目指しています。そのためには、構成員一人ひとりが組織内外から信頼される人間であることが不可欠です。

当法人は、職業的会計人としてプロフェッショナルであり続けることを重んじ、終わりなき成長を通じて、より深度ある監査の実現を追求しています。その実現には、専門知識、実務能力、経験の蓄積だけでなく、ステークホルダーや組織内外の関係者との適切なコミュニケーション能力も重要であると考えています。

昨今ではサステナビリティ情報についても、国際的な動向や要請からその重要性は増しており、当法人としても、持続可能な社会の実現に向けてサステナビリティに関する情報開示の重要性を深く認識しています。企業の価値は、財務情報のみならず、環境・社会・ガバナンス (ESG) に関わる非財務情報によっても評価される時代において、特に気候変動への対応や環境負荷の低減が重要な課題となっています。

私たちは、投資家が中長期的な企業価値を評価し、建設的な対話をを行うに当たって必要となる情報を、上場企業が信頼性を確保しながら提供できるよう、サステナビリティに関する情報開示やこれに対する保証のあり方についての知見を深めるべく、勉強会や研修に積極的に参加し、組織内外の関係者と対話しています。こうした活動を通じて、我が国の資本市場の一層の機能発展に資する活動を続けてまいります。

さらに、当法人は AI やテクノロジーといったデジタル化社会や SDGs への対応を見据え、多様な働き方や価値観を尊重する柔軟な監査法人であることを志向しています。

本報告書では、当法人の概要に加え、監査品質の向上に向けた取り組み、ガバナンス体制、IT・財務基盤、人材育成、国際対応などについて紹介いたします。

なお、公認会計士法施行規則において、登録上場会社等監査人には第 95 条で「経営管理の状況等の公表」、第 96 条で「組織的な運営」が求められており、本報告書に記載された内容は、これらの法令の趣旨を踏まえ、2024 年 7 月から 2025 年 3 月末（決算日）までの当法人の品質管理に関する取り組みを反映したものです。

当法人は、今後も「監査法人のガバナンス・コード」に定められた各原則を遵守し、健全で信頼される法人運営を行ってまいります。

本報告書が、当法人の監査品質のマネジメントへの取り組みに対するご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

海南監査法人
代表社員 溝口 俊一

02 監査法人の役割

当法人は、会計監査の遂行者としての公益的役割を自覚し、法人構成員の自由闊達な議論と相互啓発を通じてその能力を十分に發揮し、組織として会計監査の品質を持続的に向上させることに努めています。これにより、企業の財務情報の的確な把握と適正な開示を確保し、情報の信頼性を高めることで資本市場の参加者を保護し、ひいては国民経済の健全な発展に寄与してまいります。

1 トップの姿勢

当法人では、会計監査の品質を持続的に向上させるため、経営方針において基本理念を掲げ、法人代表がホームページ等を通じて、組織内外の関係者に対して直接伝達を行っています。

これらの取り組みにより、社員および構成員一人ひとりが、自身の役割を主体的に果たす意識を醸成しています。

当法人の基本理念は、以下のとおりです：

-
- 私たちは、監査制度の理念にのっとり、職務を通じて社会に貢献する。
 - 私たちは、常に和合を結集し、誠実にして創造性のある業務を遂行する。
 - 私たちは、監査法人の使命にしたがい、広く人の輪をひろげ、体制の充実と向上をはかる。

2 共通の価値観と行動指針

当法人では、「監査品質を最重視する」という共通の価値観のもと、基本理念とともに監査品質の重要性について、法人代表より定期的にアナウンスを行っています。基本理念の実現に向け、監査品質の向上を目的とした各種規程やマニュアルを行動指針として策定し、構成員への周知徹底に努めています。

また、高い監査品質を維持しつつ、被監査会社及び構成員とともに成長し続ける監査法人であり続けるために、このような共通の価値観と行動指針を法人内で共有するとともに、IT投資を継続的に行って、より効率化かつ効果的な深度ある監査の追及を目指します。

3 構成員の動機付けと開放的な組織文化・風土

当法人では、「職業的懐疑心や専門家としての能力を発揮し、また会計監査を巡る課題や知見に関して積極的な議論を行うための動機付けとしての評価制度の充実や組織風土を醸成しなければならない。」を経営方針における留意事項として掲げています。

社員に対しては、社員評価制度により職業倫理や品質管理を重視した自己評価を行い、その評価は社員会により承認されます。この社員会には外部の監督・評価機関も参加しており、社員の評価、報酬の適切性についても監督されます。

また、構成員に対しては、品質管理・倫理性・監査及び会計知識・勤務態度といった観点からの評価を実施しており、監査において職業的懐疑心を発揮するためのインセンティブとなるような動機付けを行っています。

当法人の社員数は15名と組織規模は決して大きくはありませんが、東京・大阪の2拠点体制を探っており、原則として各地域で月に1度「地域社員会」を開催して、社員会付議事項以外の重要な事項について決定しています。「社員会」は東京、大阪の全社員で構成され、原則として月に1度開催して、課題や知見、経験を共有し、積極的な議論を行っています。

「社員会」や「地域社員会」で議論された事項は、必要に応じて構成員にも周知し、研修で取り上げるべき内容については、全体研修やインチャージ研修等において展開しています。これにより、積極的な意見交換が行える開放的な雰囲気の醸成に努めています。

4 非監査業務と独立性

当法人では、非監査業務の経験を、社員および構成員が会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得するための重要な機会であると捉えています。

IPOに向けたシートレビューや財務調査など、通常の監査業務とは異なる非監査業務にも積極的に関与させることで、構成員の業務経験の幅を広げるよう努めています。

ただし、監査業務の遂行に支障を来さない範囲に限定して非監査業務を受嘱する方針としているため、非監査業務の全体に占める比率は限定的です。

なお、被監査会社に対する非監査業務の提供に際しては、当該業務が監査証明業務と同時に提供することが禁止されている非監査証明業務や、自己レビューなど独立性を損なうおそれのある業務に該当しないことを確認しています。そのうえで、当該監査関与先の監査役等に対し、当該業務の内容を伝達し、事前に承認を得ています。

03 組織体制と実効的な経営

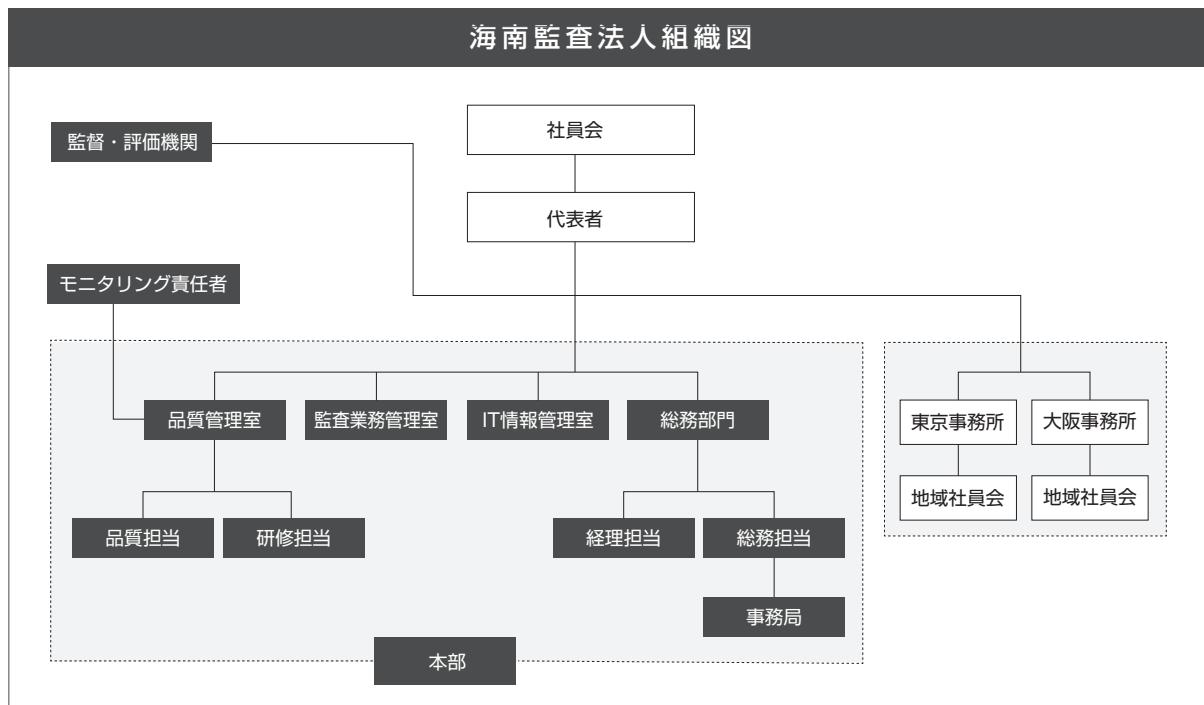
1 組織図

一般事業会社の取締役会に相当する社員会が、経営の方向性並びに業務運営方針を決定する意思決定機関となっています。

社員数は15名であり、全員が互いの顔が見える関係にあることから、理事会などの別個の経営機関は設けていません。無限連帯責任監査法人としての特性を活かし、社員が相互に監視し合う体制を通じて、会計監査の品質確保及び継続的な向上を図っています。

また、監査証明業務に関与しない社員の責任を限定する「指定社員制度」を採用しており、各社員に対して個別の監査業務における明確な責任を負わせることとしています。

当法人は、大手監査法人や準大手監査法人と比べると組織規模は大きくありませんが、社員同士の距離が近いという特性があります。そのため、馴れ合いによる経営を防止する目的で、外部の監督・評価機関を設置しています。この外部の監督・評価機関は、毎月開催される社員会にも出席し、経営機関である社員会の実効性を担保しています。



2 経営機能の確保と主体的な関与

当法人では、経営目的を遂行するため、社員会を最終決定機関と位置づけ、以下の部門等を設置し、各社員に機能別の役割を分担することで、経営機能の確保に努めています。

- (1) 監査業務管理室
- (2) 総務部門（総務担当、経理担当）
- (3) 品質管理室（品質担当、研修担当）
- (4) IT情報管理室

各部門の主な職責については、「職務分掌規程」の別紙にて規定しています。

各部門が所掌する検討課題は全社員に共有され、法人運営に関する事項や契約の締結・解除、監査の品質管理等については、原則として月1回開催される社員会において協議・決定しています。

監査計画及び監査意見に関する審査は、各個別監査の中で実施していますが、重要な意見調整が必要な場合には社員会にて行うこととしています。

また、必要に応じて臨時社員会や書面決議を実施することにより、法人運営に支障が生じないよう体制を整えています。社員会で決定された事項のうち、全構成員に周知すべき内容については、適宜情報発信を行うとともに、チームミーティング等を通じて共有を図り、構成員が主体的に法人運営に関与できる風土の醸成に努めています。

3 被監査会社との意見交換

特に上場会社に対する監査においては、被監査会社の経営者や監査役等と複数回にわたりコミュニケーションを実施しており、経営者へのインタビューでは、被監査会社を取り巻く内外の経済環境に関する状況確認などを議題に含め、率直な意見交換を行っているほか、監査上のリスク等に関する十分な意見交換や議論を実施しています。

また、これらのコミュニケーションの結果は監査調書として記録・共有し、監査チームにフィードバックすることで知識を蓄積し、監査品質の向上につなげています。

4 職業的専門家としての能力の保持・発揮

教育研修によって職業的専門家としての能力を保持・発揮させ、社員及び構成員の士気を高めて成長させる体制が必要と考えています。

「教育研修」は、監査における品質管理システムの重要な構成要素であると認識しており、高品質な監査業務を通じて社会的使命を果たすために、業務遂行に必要な適性及び能力を備えた誠実な人材の育成を目的として、品質管理室を中心に以下の重点項目に基づく教育研修を整備・運用しています。

- ①職員の理解度や能力に応じた教育研修の実施
- ②各教育研修に参加すべき対象者の参加率100%達成

5 IT基盤の実装

監査業務で利用するPCはCACHATTO Secure Containerを利用して専用領域を構築し、当該専用領域でのみEverdays（エブリデイズ）にアクセスすることを認めています。PCに専用領域を構築することで、保存したファイルは暗号化され、CACHATTO Secure Containerの終了時に専用領域に保存されたデータ（キャッシュデータを含む）はすべて削除される仕様となっています。

また、データ形式で作成する監査調書の管理は、Everdaysで行っており、原則としてCACHATTO Secure Containerでのログイン後の専用領域からのみアクセスを認めています。PCとEverdays間でのファイルの受渡に係る通信は暗号化されており、Everdays上で操作したファイルに係るデータをローカル環境に同期せず、操作ログを管理することも可能となっています。

このようにCACHATTO Secure ContainerとEverdaysの2段階で機密情報や個人情報等の流出リスクに対する強固なセキュリティを確保しています。

さらに、監査業務で利用するメールについては、WebメールであるCyberMail^Σを利用しておらず、ウイルス対策や迷惑メール対策を高めるとともに、監査業務で利用するPC全てにセキュリティソフトを導入することで、セキュアな状態となるような対応を行っています。

6 サイバーセキュリティ対策

当法人では、サイバー攻撃による情報漏洩やシステムの利用不能といったリスクへの対応として、「情報セキュリティ対策基準」を整備し、以下の発見的統制を構築しています。なお、現在までに当該リスクに起因する事例は発生していません。

①外部からサイバー攻撃を受けている場合、セキュリティ責任者（IT 情報管理室）及びセキュリティ担当者（関与先の業務執行社員）に電話にて報告すること。

②報告を受けたセキュリティ担当者（関与先の業務執行社員）は、監査現場にて稼働中の PC を全てシャットダウンするか検討すること。

また、情報機器の紛失・盗難やデータの消去漏れに対しては、データレスクライアントシステム（CACHATTO Secure Container）を導入しており、PC のローカル環境にデータが保存されない仕様となっています。機器紛失時には、データレスクライアントシステム及び Everidays のアカウントの利用停止措置をとっています。

さらに、マルウェア感染への対応としては、データレスクライアント環境にログインする際に、OS 及びセキュリティソフトの更新状況を自動で確認する機能を備えています。

当法人は、これらの IT 統制の仕組みにより、情報漏洩等のリスクに対して対応しています。

7 リモートワーク対応

当法人では、コロナ禍で急速に高まったリモートワーク需要に加え、時代の流れに即した多様な働き方へのニーズに対応するため、在宅勤務を含むロケーションを問わない業務遂行を可能とする IT インフラを整備しています。監査業務に使用する PC には「CACHATTO Secure Container」を導入し、専用領域を構築することで、セキュアな環境下での業務遂行が可能となっており、前述の「5. IT 基盤の実装」により、リモート環境下でも安全かつ円滑に監査業務を行うことができる体制を整えています。

一方で、リモート対応が進む中で課題となりやすい、被監査会社及び監査チーム内のコミュニケーション不足については、対面でのやり取り（リアル）の重要性を認識しており、必要に応じて柔軟に対応しています。

対面での業務は、法人内外におけるコミュニケーションの活性化につながる一方、リモートワークには移動時間や移動時のストレスを削減できるという利点があり、生産性の向上にも資するものと考えています。

こうした双方のメリットを最大限に活かすため、当法人ではリアルとリモートを組み合わせたハイブリッドワークを推進しており、柔軟で多様な働き方を認める方針を探っています。

さらに、教育研修においても、リアルとリモートを組み合わせたハイブリッド型の研修を導入し、継続的な人材育成にも取り組んでいます。

8 社員登用と経営機関の実効性確保

社員への登用は、監査業務の遂行能力のみならず、法人の組織運営能力を考慮して選任しています。

各社員の担当領域を定め、各領域へのアサインは、それぞれの知識・経験・適性を考慮してなされており、社員会で決定しています。

当法人は人員・組織の規模に対して実効性のある社員相互の牽制を基礎とした運営を行っており、外部の第三者の知見も有効活用しています。

さらに、テクニカルアドバイザーとの意見・情報交換を行っているほか、日本公認会計士協会の中小監査事務所連絡協議会が主催する研修会や意見交換会に出席し、監査法人としての運営に偏りが生じないよう努めています。

9 外部の知見の活用とその役割

当法人では、経営機関である社員会に対する監督・評価機関として、外部の第三者による知見を活用しています。具体的には、経験豊富な弁護士であり、公認会計士資格を有する者を関与させており、監査業界に対する深い理解を持つ適任者と考えています。

この監督・評価機関は、当法人からの独立性を有しており、その要件は以下のとおり定められています。

- ① 当法人を主要な取引先とする者又はその業務執行取締役若しくは使用人ではないこと
- ② 当法人の被監査会社の業務執行取締役若しくは使用人ではないこと
- ③ 当法人から、経営監督・評価業務に係る顧問報酬以外に多額の報酬を得ている専門家等ではないこと
- ④ 過去1年以内に①、②及び③に該当していた者ではないことを条件としており、「独立性」については継続して確認する体制としています。

これらの条件に照らして、「独立性」については継続的に確認を行う体制を構築しています。"

また、監督・評価機関には、以下の事項について助言を求めており、組織的な運営の実効性に関する評価にも関与しています。

- 当法人の社員会への出席及び会議内容に関する監督・評価
- 当法人からの経営に関する相談への助言
- ▶ 社員会の構成人員及び役割分担並びに独立した第三者としての監督・評価機関の選退任プロセスに対する意見
- ▶ 主要な役職に関する人事関連方針に対する意見
- ▶ 内部及び外部からの通報制度により特定された事案への対応

監督・評価機関への情報提供は、社員会において行われており、協議内容について十分に事前検討が可能となるよう、社員会資料を事前に共有しています。

さらに、監査業務や会計基準に精通し、当法人から独立した公認会計士が所属する法人とテクニカルアドバイザー契約を締結しており、専門的見解が必要な場合の対応体制も整備しています。

04 情報共有と人材育成

当法人では、組織規模に応じた実効性のある運営を実現するため、社員会における意思決定にとどまらず、日常的に社員間の円滑な意思疎通を図るよう努めています。

また、監査法人の最も重要な財産は「人」であるため、能力の高い人材を積極的に採用するという経営方針であります。

1 経営機関等の考え方の浸透

当法人では、社員会において必要な情報を適時に共有し、検討事項がある場合には適切な議論を行っています。社員数は15名と少人数であり、全員が顔の見える関係にあり、法人全体での情報共有もその都度円滑に行われています。

また、当法人は東京事務所と大阪事務所の2拠点体制を採用していますが、各社員間の距離が近く、拠点をまたいだ双方向の情報共有や意見交換が活発に行われており、監査品質の向上にも寄与しています。

社員会や地域社員会における議論の内容は、必要に応じて構成員に対してメッセージとして発信され、さらに、監査チーム内でのディスカッションを通じて、その考え方の浸透を図っています。

2 法人の構成員の士気を高める人材育成

当法人では、構成員が職業的専門家としての能力を高めることができるよう、研修・評価・報酬に関する方針を整備しています。

研修については、品質管理室の研修担当社員が中心となってプログラムを策定し、職業的専門家としての意識や知識を幅広く習得できるよう、階層別のカリキュラムを作成・実施しています。

また、構成員の評価においては、品質管理や倫理を重視した評価項目を設定しており、構成員が職業的懐疑心を発揮しながら業務を遂行できるよう、適切な動機づけを図っています。



3 多様な人材の確保と構成員の配置

当法人では、監査法人における最も重要な財産は「人」であると考えています。

構成員については、監査業務における経験年数に加え、他の監査法人や税理士業務の経験を有する者を多く採用しており、さらに、海外駐在や他業種での勤務経験、IT・IFRSなどの専門知識を持つ人材が、その幅広い知見を監査業務に活かせるよう、適切に配員を行っています。

また、構成員の多様なキャリア形成を支援するため、当法人では兼業・副業を可能とする制度を整備しており、あわせて利益相反の可能性がある業務については、事前申告を義務付ける仕組みを設けています。

さらに、構成員が受講すべき研修カリキュラムを明確に定めるとともに、より多くの研修を受講できるよう制度を整備しています。あわせて、日本公認会計士協会が定める「当該事業年度を含む直前3事業年度合計で120単位以上の履修義務」の履修状況についても、適切に管理を行っています。

このような仕組みと多様な人材の交流を通じて、構成員が職業的懐疑心を適切に発揮できる環境の整備に取り組んでいます。

CPD義務者平均

2023年4月～2024年3月	2024年4月～2025年3月
47.0単位	46.6単位

4 教育研修

当法人では、「教育研修」を監査の品質管理システムにおける重要な要素と位置づけており、「高品質の監査業務を行い社会的使命を達成するため、業務の遂行に必要な適性及び能力を有した誠実な人材」を目的として、品質管理室を中心に、以下の重点項目に対応した教育研修を整備・運用しています。

- ①職員の理解度や能力に応じた教育研修の実施
- ②各教育研修に参加すべき対象者の参加率100%達成

なお、当法人では常勤・非常勤といった区分を設けず、すべての構成員に対して統一の教育研修体系を適用しています。

① 職員の理解度や能力に応じた教育研修の実施

当法人では、監査実施者を、「社員」、「上場会社の会計監査を担当する会計士（インチャージクラス）」、「上場会社の会計監査を担当する会計士（スタッフクラス）」、「その他の監査実施者」に階層化し、それぞれに必要な教育研修を体系づけています。

具体的には、まず「社員」に必要な知識の習得を目的とした教育研修として、「月次研修」を位置付け、社員は「必須」受講としています。

これは、当法人の教育研修体系において、「教育研修」「監査責任者の查閱」「審査」「定期的な検証」を一体とした「品質管理システム」としての「モニタリング機能」を強化することが、監査の品質の向上を図るうえで最重要と考えているからです。

次に、監査品質向上の重要な要素となる「上場会社の会計監査を担当する会計士（インチャージクラス）」を対象に「インチャージ研修」を、上場会社の監査チームの主要メンバーを構成する「上場会社の会計監査を担当する会計士（スタッフクラス）」を対象に「主要スタッフ研修」を、「その他の監査実施者」の主要を占める公認会計士試験合格者を対象に「試験合格者研修」を体系づけています。

さらに、法人全体として毎期ごとに「受講すべき重要な研修テーマ」を設定し、監査実施者に対してその履修を義務づける「法人指定研修」も研修体系の一環として位置づけています。

② 各教育研修に参加すべき対象者の参加率 100% 達成

当法人では、階層にかかわらず、「社員」、「上場会社の会計監査を担当する会計士（インチャージクラス）」、「上場会社の会計監査を担当する会計士（スタッフクラス）」、「その他の監査実施者」の全員の参加を「必須」とする「全体研修」については、以下の施策を実施し、参加率 100% を義務付けています。

開催日時の工夫：参加しやすいよう「平日夜」に開催し、2か月以上前から日程を告知することで、スケジュール調整を促しています。

動画配信と視聴義務：研修の様子をリアルタイム配信するとともに、録画データも作成し、やむを得ず欠席した場合でも、テキスト配布のみにとどまらず動画視聴を必須としています。

また、その他の専門研修に関しても、以下のとおり参加率 100% を実現するための体制を整えています。

「インチャージ研修」及び「試験合格者研修」：開催日時の事前告知に加え、業務執行社員からの参加要請を積極的に実施。

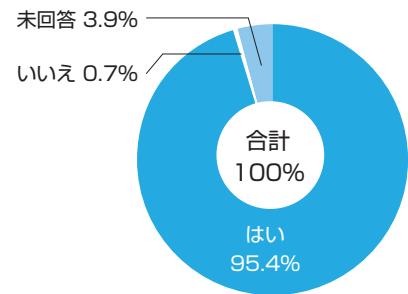
「主要スタッフ研修」：開催頻度を高めることで受講機会を確保し、参加率 100% を義務づけ

これらの取り組みにより、すべての対象者が必要な研修を確実に履修できるような環境を整備しています。

監査品質に関する意識調査		(2025年4月実施)
母集団		153人
回答割合		96.1%

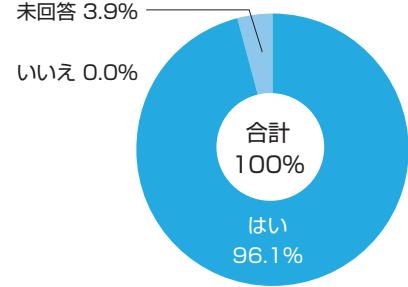
①マネジメントからのコミュニケーションには、常に監査品質が最優先事項であるとのメッセージが込められていると感じていますか

回答	パーセント
はい	95.4%
いいえ	0.7%
未回答	3.9%
合計	100%



②貴方は日ごろから監査の品質を重視して業務を行っていますか

回答	パーセント
はい	96.1%
いいえ	0.0%
未回答	3.9%
合計	100%



	2023年7月～ 2024年6月の研修	2024年7月～ 2025年3月の研修
	出席率	パーセント
全体研修	100.0%	100.0%
月次研修	100.0%	100.0%
インチャージ研修	100.0%	100.0%
主要スタッフ研修	100.0%	100.0%
試験合格者研修	100.0%	100.0%
法人指定研修	100.0%	100.0%

5 内部及び外部からの通報

当法人では、不正行為等の早期発見と是正、ならびに通報・相談者の不利益を被ることの防止を目的として、「公益通報者保護規程」を策定し、法人内外からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報について、適正に処理するための仕組みを整備しています。

あわせて、法人の内外を問わず広く情報を受け付けるため、ホームページ上に「監査ホットライン」を開設しています。



05 監査の品質管理に関する方針及び手続

1 品質管理に関する方針及び手続

当法人は監査業務の品質を合理的に確保するために、「監査に関する品質管理基準」等に準拠した「監査の品質管理規程」を策定し、不正リスクに留意した品質管理に関する方針及び手続を定め、これに基づき、品質管理システムの整備及び運用を行っています。

これらの品質管理に関する最終的な責任は法人代表者にありますが、品質管理担当責任者は品質管理システムを整備し運用する責任及び不正リスクに関する品質管理の責任を負い、監査責任者は品質管理システムに準拠し、監査業務の全体的な品質の管理及び達成に関する責任を負います。

(1) 職業倫理の遵守

当法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、①誠実性、②客観性、③職業的専門家としての能力及び正当な注意、④守秘義務、⑤職業的専門家としての行動の5原則を定めています。

監査責任者は自らこれら5原則を遵守するとともに、監査業務のあらゆる局面において、専門要員が当法人の定める職業倫理に関する規定を遵守していない可能性に気づいた場合には、品質管理担当責任者又は監査事務所外の適切な第三者への専門的な見解を求めるなど、必要な対応を講じることが求められています。

また、毎年7月に「誓約書」の提出を求ることで、インサイダー取引の防止にも努めています。



宣誓書の提出率

2023年7月実施	100%	2024年7月実施	100%
-----------	------	-----------	------

(2) 独立性の保持

当法人では、当法人及び専門要員が独立性の規定を遵守することを合理的に確保するため、「監査の品質管理規程」において、独立性の保持に関する方針及び手続を定めています。

具体的には、毎年7月に「監査人の独立性チェックリスト」の提出を求め、独立性に対する阻害要因の有無を調査しています。

これらの情報に基づき、当法人は独立性を阻害する可能性のある状況や関係を識別・評価し、仮にそのような状況や関係が識別された場合には、品質管理担当責任者が、セーフガードを適用して、阻害要因の除去又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減します。

なお、除去又は軽減できず、適切な対応が困難であると判断される場合には、当法人は監査契約を解除する対応を行います。

独立性確認		
	2023年7月実施	2024年7月実施
独立性確認の回答率	100%	100%
確認された違反件数	0件	0件

(3) ローテーションの方針及び手続

監査業務の責任者となる業務執行社員には、適用される法令等に基づき、定期的に交替することが義務付けられています。

当法人では、筆頭業務執行社員及び審査担当社員並びにその他の業務執行社員の交替に関しては、監査対象会社が一定規模以上の社会的影響度の高い事業体の場合には、筆頭業務執行社員、監査業務に係る審査担当社員、その他の監査業務の主要な担当社員等に区別して累積閑与期間とクーリングオフ期間を設定しています。

2 監査契約の新規の締結又は更新及び手続

当法人では、監査契約の新規の締結又は更新の適切性を合理的に確保するため、契約の内容、受嘱に至る経緯、受嘱の条件とリスク、人員の確保、会社概要、経営者の誠実性などを総合的に検討し、関連する職業倫理規程の遵守が可能であることを前提としています。監査契約の新規締結については、原則として社員会の承認を必要とし、契約の更新については、審査担当者がその可否を判断しています。

なお、監査契約の新規の締結及び更新は、以下の全てを満たす場合にのみ行っています。

- ① 当法人が、時間及び人的資源など、業務を実施するための適性及び能力を有していること。
- ② 当法人が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できること。
- ③ 当法人が、関与先の誠実性を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす事項がないこと。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正リスクを考慮して監査契約の新規の締結又は更新に伴うリスクを評価し、リスクの程度に応じて審査担当者など監査チーム外の適切な者が当該評価の妥当性を検討しています。

3 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人は、業務の遂行に必要な適性及び能力を備えた誠実な人材を専門要員として採用する方針です。

専門要員の採用にあたっては、履歴書・職務経歴書・CPD(継続的専門研修)の履修結果を入手し、面接を実施したうえで、次の要件を満たす候補者の中から採用を判断しています。

- 監査に関する必要な知識を有していること
- 当法人の規程を遵守し、監査業務に積極的に取り組む意欲があること
- 当法人の業務に必要な適性・能力・資質を備えており、誠実な人材であること

また、採用後も専門要員の能力および適性を継続的に向上させることが重要であるとの認識のもと、必要な研修機会を提供しています。あわせて、毎年、日本公認会計士協会から CPD の履修結果を入手し、継続的専門研修制度で定められた必要単位を履修していることを確認しています。さらに、専門要員の能力および職業倫理の遵守状況について正直に評価を行い、それぞれの監査業務に求められる能力・適性を有する者を適切に選任しています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、専門要員が不正事例に関する知識を習得し、関連する能力を高めることができるよう、当法人内外の研修等を通じて、適切な教育・訓練の機会を提供しています。

4 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人は、監査業務の品質を合理的に確保するために、日本公認会計士協会から公表された監査基準報告書や実務指針に準拠し、実務ガイダンス等を参考として、監査チームへの指示、監督及び査閲、専門的な見解の問合せ、監査上の判断の相違、監査事務所内における監査責任者の全員の交代を含む監査業務の実施に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定め、これらに基づいて監査業務を遂行しています。

また、監査責任者は、監査報告書日までに監査調書の査閲や監査チームとの討議等を通じて、得られた結論および監査意見を裏付けるのに十分かつ適切な監査証拠が入手されていることを確認するとともに、監査報告書日までに監査業務の品質の管理および達成に対して自らが負う全体的な責任を果たしたことを確かめています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正リスクに適切に対応できるよう、監査業務を監督し、査閲が行われていることを確認しています。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっていない事項に関して、適切に専門的な見解の問合せを実施するための方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めており、これらに基づいて監査業務を遂行しています。

また、専門的な見解の問合せ先への対応に備え、監査業務や会計基準等に精通し、当法人から独立した公認会計士が所属する法人とテクニカルアドバイザー契約をしています。

さらに、法務に関する事項については、弁護士との間で弁護士基本契約を締結し、専門的な見解の問合せが可能となっています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて、当法人内外の適切な専門的知識及び経験等を有する者に問合せ、得られた見解を検討しています。監査責任者は、監査チームがこれらの手続を適切に実施する責任を負っています。

(3) 審査の方針及び手続

原則として、すべての監査業務について、所定の審査の受審を求めていきます。審査は「審査規程」に基づき、適格性の要件を満たす者を審査担当者として選任し、監査計画及び監査意見形成のための監査業務に対して実施されます。審査が完了するまで監査報告書は発行できないものとしています。監査責任者は、審査が必要な監査業務に関して、以下の事項を遂行する責任を負っています。

- ① 審査担当者が選任されていることを確かめること。
- ② 審査担当者に協力すること及び監査チームの他のメンバーにその責任を伝達すること。
- ③ 監査の実施中に識別した重要な事項及び重要な判断（審査中に識別されたものを含む。）について審査担当者と討議すること。
- ④ 審査が完了した日以降を監査報告書日とすること。また、監査報告書日以前に審査が完了したことが監査調書に含まれていることを確かめること。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務において、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、当法人はこれに対応する十分かつ適切な経験・職位等の資格を有する審査担当者を選任しています。

また、疑義の内容および程度に応じて、必要に応じて以下の措置を講じます：

- 追加の審査担当者の選任
- 社員会による審査の実施

これらの対応を通じて、修正後のリスク評価およびリスク対応手続の妥当性、ならびに入手した監査証拠が十分かつ適切であるかを検討しています。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人は、監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問合せの助言者との間、又は監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が生じた場合の対応として「監査の品質管理規程」に方針及び手続を定めており、当該判断の相違が解決しない限り、監査報告書を発行してはならないこととしています。

なお、監査責任者と審査担当者との間の監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理担当責任者が主導し、必要に応じて当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行うことにより、監査上の判断の相違を解決する体制を整備しています。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当法人では、監査報告書日後の監査ファイルの最終的な整理を適切に完了するため、その方針及び手続を「監査の品質管理規程」及び「監査調書登録規程」において定めています。

監査ファイルは、原則として監査報告書ごとにまとめ、監査報告書日又はレビュー報告書日後 62 日以内に速やかにアーカイブしています。

アーカイブ後は以下の制限が設けられています：

- 電子監査ファイルの場合：閲覧不可のアクセスコントロール
- 紙の監査調書の場合：倉庫からの取り寄せを原則禁止

監査調書については、以下の観点から適切に管理・保管しています：

- 機密性
- 保管の安全性
- 情報の完全性
- アクセス可能性
- 検索可能性

監査調書は10年間保存するものとし、保存年限到来後の対応については、被監査会社のリスク等を勘案の上、監査責任者が品質管理担当責任者の承認を得た上で、廃棄または保存年限の延長を判断しています。

(6) 監査責任者全員の交代の方針及び手続【不正リスクへの対応】

当法人では、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、同一の企業に対する監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の対応について、その方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

このような交代が発生した際には、監査の過程で識別した不正リスクを含む重要な事項について、後任の監査責任者へ適切に伝達していることを確認しています。



5 品質管理のシステムの監視

(1) 品質管理システムの実施状況（モニタリング）

当法人では、品質管理システムに関する各方針及び手続が適切かつ十分であり、かつ有効に運用されていることを合理的に確保するため、品質管理システムに関して次の2つの取組を実施しています。

- 日常的監視
- 定期的な検証

これらを通じて、品質管理システムの継続的な改善と有効性の確保に努めています。

日常的監視では、品質管理の運用状況をモニタリングすることで、その有効性を継続的に確認しています。また、定期的な検証として、完了した監査業務が当法人の定める品質管理方針及び手続に準拠して実施されているかを確認しています。

この定期的な検証は、監査業務の実施や審査に直接関与していない者をモニタリング担当者として選任し、客観性および独立性を確保した体制のもとで実施しています。

検証は原則として循環的に実施しており、そのサイクルは通常3年を超えない期間としています。また、1つの検証サイクルの中で、すべての監査責任者に対して少なくとも1件以上の監査業務をモニタリング対象として選定しています。

定期的な検証の結果		
	2023年7月～2024年6月	2024年7月～2025年3月
定期的な検証の対象となる会社の母集団	21社	24社
モニタリング対象会社数	3社	5社
パートナーカバー率	33%	66%
発見した不備事項数	8個	15個
発見した重要な不備事項数	0個	0個

(2) 発見事項の評価と不備の識別及び評価

当法人は、モニタリング及び改善プロセス自体に関するものを含め、発見事項を評価し、不備の有無を判断しています。不備が存在する場合には、以下のとおり、その重大性および広範性を評価しています。

- ① 識別された不備については、その根本原因を調査し、調査手続の内容・時期・範囲を決定する際には、不備の内容および想定される重大性を考慮します。
- ② 識別された不備が品質管理システムに及ぼす影響を評価します。この評価は、個別の不備に対して行うとともに、他の不備との関連や組み合わせによる影響も含めて実施します。

(3) 識別された不備への対処

当法人は、識別された不備に対処するため、根本原因の分析結果に基づいて是正措置をデザインし、適用しています。あわせて、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は、是正措置に関して以下を判断し、評価します。

- ① 是正措置が、識別された不備と関連する根本原因に応じて適切にデザインされているか評価し、また、適用されているか判断します。
 - ② 過去に識別された不備に対処するために適用された是正措置が有効であるか評価します。
- 是正措置が適切にデザイン及び適用されていない、あるいは有効でないと判断された場合には、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は、是正措置が適切に修正され有効であると判断できるまで対処します。また、監査業務の実施過程において、要求される手続が実施されていなかった場合や、不適切な監査報告書が発行された可能性があることを発見事項が示唆している場合、当法人は以下を含めて対応を講じます。
- ① 関連する職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守するための適切な措置を講じます。
 - ② 監査報告書が不適切であると考えられる場合、法律家に助言を求めるかどうかの検討を含め、その影響を考慮して適切な措置を講じます。

(4) モニタリング及び改善に関する継続的なコミュニケーション

モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は、品質管理システムに関する最高責任者、並びに品質管理システムの整備及び運用に関する責任者へ、以下の事項を適時に報告しています。

- ① 実施したモニタリング活動の内容
- ② 識別された不備及びその重大性及び広範性
- ③ 識別された不備に対処するための是正措置

(5) 識別された不備の評価・伝達・是正に関する方針及び手続

当法人では、「日常的監視」および「定期的な検証」によって不備が識別された場合、品質管理担当責任者が当該不備の影響を評価し、適切な是正措置を講じるとともに、その結果を監査責任者および社員会へ報告しています。特に、「定期的な検証」により識別された不備事項については、「重要事項チェックリスト」として整理し、以後の審査時に確認する運用としています。

また、モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者は、以下の事項について、品質管理システムに関する最高責任者及び品質管理システムの整備・運用に関する責任者に対して、適時報告を行っています。

- ① 実施したモニタリング活動の内容
 - ② 識別された不備及びその重大性及び広範性
 - ③ 識別された不備に対処するための是正措置
-

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、当法人の品質管理方針及び手続に準拠して不正リスクへの対応が適切に実施されていることを確認するため、以下の事項についても定期的な検証を通じて確認を行っています。

- ① 監査契約の新規の締結及び更新
- ② 不正に関する教育・訓練
- ③ 業務の実施（監督及び査閲、当法人内外からもたらされる情報への対処、専門的な見解の問合せ、審査、同一の企業の監査業務を担当する監査責任者が全員交代した場合の引継を含む。）
- ④ 監査事務所間の引継

(6) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人では、法人内外からもたらされる情報に適切に対応するため、専門要員が不当な取扱いを受けることなく、不服や疑義を申し立てができる体制を整備しています。その一環として、内部通報制度等を設けており、内部通報に関する詳細については、「IV. 情報共有と人材育成 5. 内部及び外部からの通報」に記載しています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務については、不正リスクに関連する情報を受け付け、当該情報を監査責任者に適時伝達する体制を整えています。監査責任者はその内容を検討した上で、結果を品質管理担当責任者へ報告することとしています。

6 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人は、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合のいずれにおいても、監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するため、「監査の品質管理規程」において、監査人の交代に関する方針及び手続を定めています。

監査責任者は、当法人の方針及び手続に準拠して引継を行い、監査人の交代に関する監査業務の引継において専門要員を使用する場合には、監査チームが必要な能力、適性及び独立性を保持していることを確かめるとともに、十分な時間を確保できていることを確かめています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用となる監査業務については、監査チームが実施した引継の状況を品質管理担当責任者に報告しています。

7 共同監査の方針及び手続

当法人は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するために共同監査に関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めています。

当法人は、共同監査を行う他の監査事務所の品質管理のシステムが当該監査業務の品質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめることとしています。

これにより、共同監査における全体の品質確保を図る体制を整えています。



06 外部検査

1 外部機関によるレビュー及び検査制度について

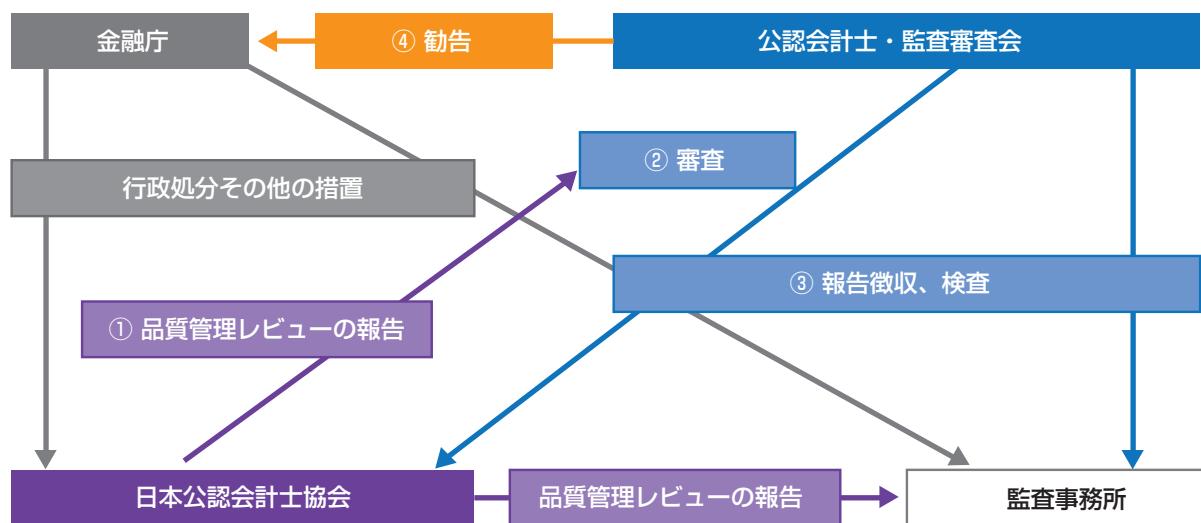
公認会計士又は監査法人(以下「監査事務所」という。)に対する、公認会計士法に基づく我が国における外部のレビュー又は検査の制度には、日本公認会計士協会による品質管理レビューと公認会計士・監査審査会(以下「CPAAOB」という)による検査があります。

日本公認会計士協会は、監査事務所における監査の品質管理状況を調査することを目的に、1999年に品質管理レビュー制度を導入しました。

その後、2003年6月の公認会計士法改正により、従来は自主規制として行われていた品質管理レビューは、監査事務所に対する監視・監督機能の強化策として法定化されました。

日本公認会計士協会による品質管理レビューとCPAAOBによる検査の関係は下記の通りです。

- ①CPAAOBは、日本公認会計士協会から品質管理レビューの状況報告を受けます。
- ②日本公認会計士協会の品質管理レビューが適切に行われているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかを審査します。
- ③必要があると認める場合には、日本公認会計士協会や監査事務所等に対して報告徴収や立入検査を実施します。
- ④検査の結果、必要があると認めるときは、行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。



(出典：令和6年度モニタリングレポート)

2 日本公認会計士協会による品質管理レビュー

日本公認会計士協会による品質管理レビューは、原則として3年に1度実施されます。

品質管理レビューでは、個別の監査業務に影響を与える監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況、並びに当該品質管理のシステムが個別業務において適切に運用されているかを確認します。

品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発や懲戒を行うこと又は監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

なお、品質管理レビューは、「通常レビュー」、「特別レビュー」及び「登録の審査のためのレビュー」の3種類があり、それぞれ、以下の目的に応じて実施されます。

レビューの種類	レビューの頻度	レビューの性格
通常レビュー	原則3年に一度	監査事務所の品質管理システムの整備状況及び運用状況の確認
特別レビュー	臨時的	監査事務所の品質管理体制、監査実施状況、特定のテーマ等を適時に確認
登録の審査のためのレビュー	上場会社等登録審査会からの要請があるとき	<p>監査事務所が上場会社等監査人名簿への登録を受けようとする者及び登録上場会社等監査人であって、上場会社等との監査契約を有さないものである場合、監査事務所の品質管理システムの整備の状況を確認</p> <p>※上場会社等の財務書類に係る公認会計士法第2条第1項の業務を公正かつ的確に遂行するための体制その他の業務管理体制として、法令等に定めのある事項を遵守しているかどうかについても併せて確認します。</p>

直近の品質管理レビュー結果

【通常レビュー】

品質管理レビュー報告書の交付年月日	2023年1月30日
実施結果	重要な不備事項のない実施結果

【登録の審査のためのレビュー】

品質管理レビュー報告書の交付年月日	2024年9月6日
実施結果	重要な不備事項のない実施結果

上記の登録の審査のためのレビュー結果を踏まえ、当法人は2024年9月4日付で、公認会計士法第34条の34の2に基づく上場会社等監査人名簿に登録されております。

3 CPAAOBによる検査

CPAAOB は、日本公認会計士協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主に品質管理レビュー制度が適切に運営されているか、監査事務所の監査業務が適切に行われているかについて審査し、必要に応じて監査事務所等への立入検査を実施しています。

立入検査の結果、監査事務所の品質管理のシステムや個別監査業務の不備を発見した場合には、検査結果通知書により通知し、監査事務所にその改善を促します。

CPAAOB が実施する審査及び検査は、監査事務所が表明した個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするものではなく、日本公認会計士協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を公益的立場から促していくとともに、監査事務所等における監査業務等の適正な運営の確保を図っていくことを目的としています。

このため、日本公認会計士協会において品質管理レビューが適切に行われていなかったことが明らかになった場合や、監査事務所において監査の品質管理が著しく不十分である場合、監査業務が法令等に準拠していないことが明らかになった場合には、CPAAOB は、業務の適正な運営を確保するために必要な行政処分その他の措置を金融庁長官に勧告します。

金融庁は CPAAOB の勧告を受けて、業務改善命令等の行政処分を行います。

【CPAAOBによる検査結果】

当法人は、監査法人設立以降、金融庁による行政処分は受けておりません。

4 外部検査の結果とその対応

当法人は、日本公認会計士協会の品質管理レビュー又は CPAAOB の検査において指摘された事項については、その原因を分析し、社員会で対応方針を決定した上で、集合研修等を通じて全構成員への周知徹底を図り、適切な改善策を講じています。

また、こうした外部からの指摘事項に加え、「定期的な検証」により発見された不備事項も含めて「重要事項チェックリスト」として整理し、審査時に確認する運用とすることで、品質管理の継続的な改善と実効性の確保に努めています。

07 透明性の確保

当法人では、「監査法人のガバナンス・コード」の適用状況について、当法人のホームページ上で開示を行っています。

このように適切に開示することで、資本市場の参加者等が当法人の品質管理への取り組みを適切に評価でき、被監査会社、株主、その他のステークホルダーの皆様からの問い合わせにも対応可能な体制となっています。

当法人は、このような取り組みにより、ステークホルダーからの適切な評価が可能な監査法人であると認識しています。

また、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」については、更新の都度、被監査会社に配布し、当法人の取り組みに対する十分な理解が得られるよう、透明性の確保に努めています。

08 グローバルネットワークへの加盟

グローバルネットワークへの加盟は、監査法人にとって重要な経営判断事項であると認識しています。

日本の監査法人がグローバルネットワークに加盟することにより、監査ツールやソフトウェアの共有、人材交流、リファーラル業務の獲得、さらに被監査会社の海外子会社に対する監査対応の強化といった利点が得られます。しかしながら、当法人は現時点において、特定のグローバルネットワークには加盟していません。

海外子会社等を有する被監査会社への対応としては、必要に応じて監査インストラクションを送付・回収するとともに、現地監査人とのディスカッションや監査調書のレビューを通じて、十分かつ適切な監査証拠の入手に努めています。

また、当法人のパートナー 15 名のうち 3 名は海外勤務経験を有しており、グローバル対応を含めた高品質な会計監査の実現に向けた態勢構築に努めています。

09

監査品質の指標 (AQI : Audit Quality Indicator)

当法人の AQI は下記のとおりとなっております。

AQI	参照先	2023年7月～2024年6月	2024年7月～2025年3月
人材育成			
CPD 履修状況	04 3	47.0 単位	46.6 単位
全体研修出席率	04 4	100.0%	100.0%
月次研修出席率	04 4	100.0%	100.0%
インチャージ研修出席率	04 4	100.0%	100.0%
主要スタッフ研修出席率	04 4	100.0%	100.0%
試験合格者研修出席率	04 4	100.0%	100.0%
法人指定研修出席率	04 4	100.0%	100.0%
監査品質に関する意識調査			
マネジメントからのコミュニケーションには、常に監査品質が最優先事項であるとのメッセージが込められていると感じていますか	04 4	はい：92.8% いいえ：0.7% 未回答：6.5%	はい：94.1% いいえ：0.7% 未回答：5.2%
貴方は日ごろから監査の品質を重視して業務を行っていますか	04 4	はい：93.5% いいえ：0.0% 未回答：6.5%	はい：94.8% いいえ：0.0% 未回答：5.2%
独立性			
宣誓書の提出率	05 1	100.0%	100.0%
独立性確認	05 1	回答率：100.0% 確認された違反件数：0 件	回答率：100.0% 確認された違反件数：0 件
定期的な検証			
対象となる会社の母集団	05 5	21 社	24 社
モニタリング対象会社数	05 5	3 社	5 社
パートナーカバー率	05 5	33%	66%
発見した不備事項数	05 5	8 個	15 個
発見した重要な不備事項数	05 5	0 個	0 個
外部検査			
直近の日本公認会計士協会のレビューの結果	06 2	重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のない実施結果
直近の金融庁から受けた処分	06 3	なし	なし

10 財務基盤

当法人の決算期は3月末であり、直近2期における財政状態及び損益の状況は下記の通りです。

財政状態

(百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
総資産	495	555

損益

(百万円)

	2024年3月期	2025年3月期
売上高	783	1,008

	2024年3月期	2025年3月期
負債	169	193

	2024年3月期	2025年3月期
営業利益	37	69

	2024年3月期	2025年3月期
純資産	326	361

	2024年3月期	2025年3月期
税引後当期純利益	30	36

当法人は、監査法人の独立性を確保するために「報酬依存度に関する内規」を定めており、「監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合」に下記の対応が規定されていますが、報酬依存度が15%を超えるような被監査会社との監査契約はありません。

【監査業務の依頼人が社会的影響度の高い事業体の場合】

- ① 2年連続して依頼人に対する報酬依存度が15%を超える場合又は超える可能性が高い場合には、2年目の監査意見を表明する前に、他の会員による監査業務に係る審査と同様のレビューを受けることとしています。
- ② 5年連続して依頼人に対する報酬依存度が15%を超える状況が継続する場合、5年目の監査意見の表明後に監査人を辞任することとしています。

11 法人概要



法人概要の基準日は 2025 年 3 月末です。

<https://kainank.or.jp>

法人名	海南監査法人
-----	--------

法人代表	溝口 俊一
------	-------

所在地	本部・東京事務所 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6 丁目 14 番 1 号 新宿グリーンタワービル 20 階	大阪事務所 〒541-0058 大阪市中央区南久宝寺町 3 丁目 2-7 第一住建南久宝寺町ビル 4 階
-----	--	---

人員	パートナー 15 名 公認会計士 133 名 試験合格者等 3 名 事務職 3 名 総人員 154 名
----	---

沿革	昭和 60 年 5 月 24 日（1985 年 5 月 24 日）設立 令和 5 年 7 月 3 日（2023 年 7 月 3 日）大阪事務所設置
----	--

Overview

	01	トップメッセージ 監査法人の役割
	02	組織体制
	03	情報共有と人材育成
	04	監査の品質管理に関する方針及び手続
	05	外部機関によるモニタリング
	06	透明性の確保
	07	グローバルネットワークへの加盟
	08	財務基盤
	09	法人概要
IPO 実績	11	ガバナンス・コードへの適用状況
	株式会社ピー・ビーシステムズ：2019年9月新規上場	
	株式会社ポピinz：2020年12月新規上場	
被監査会社数	金融商品取引法・会社法監査 25 社	
	東証プライム……………4 社 ニプロ株式会社、株式会社フージャースホールディングス、株式会社ファーマフーズ、株式会社 学究社	
	東証スタンダード……………14 社 オリコン株式会社、株式会社ポピinz、大丸エナワイン株式会社、株式会社あかつき本社 片倉コープアグリ株式会社、リーダー電子株式会社、株式会社シャルレ、株式会社エリア、 ウィルソン・ラーニング ワールドワイド株式会社、株式会社レダックス、株式会社マミーマート 川口化学工業株式会社、株式会社協和コンサルタンツ、ヤマト モビリティ&Mfg. 株式会社	
	東証グロース ………………6 社 株式会社ジェリービーンズグループ、プランディングテクノロジー株式会社、GreenBee 株式会社、 株式会社アストリスク、株式会社テックファームホールディングス、 株式会社ピー・ビーシステムズ（福証 Q-Board）	
	名証ネクスト……………1 社 株式会社エスボア	
	会社法…17 社 学校法人…3 法人 労働組合監査…9 組合 医療法人…1 法人 投資組合…2 法人 その他の監査…25 社 被監査会社合計…82 社（法人、組合含む）	

12

監査法人の
ガバナンス・コードへの対応

Application Status to the
Governance Code

監査法人のガバナンス・コードへの対応

「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）」は、すべての登録上場会社等監査人に対し、同コードに基づく業務実施体制の整備および充実した情報開示が求められることとなりました。当法人は、監査法人のガバナンス・コードに基づく業務実施体制およびその適用状況を評価して、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」の中で公表しています。

海南監査法人の適用状況

	指針	当法人の適用状況
原則1	<p>【監査法人が果たすべき役割】</p> <p>監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に發揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。</p>	
1-1	<p>監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。</p>	<p>【ツップメッセージ】 「当報告書」01 参照</p> <p>【ツップの姿勢】 「当報告書」02 ① 参照</p>
1-2	<p>監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。</p>	<p>【共通の価値観と行動指針】 「当報告書」02 ② 参照</p>
1-3	<p>監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮せらるよう、適切な動機付けを行うべきである。</p>	<p>【構成員の動機付けと開放的な組織文化・風土】 「当報告書」02 ③ 参照</p>
1-4	<p>監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。</p>	<p>【構成員の動機付けと開放的な組織文化・風土】 「当報告書」02 ③ 参照</p> <p>【多様な人材の確保と構成員の配置】 「当報告書」04 ③ 参照</p>

	指針	当法人の適用状況
1-5	監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているか明らかにすべきである。	【被監査業務と独立性】 「当報告書」02 ④ 参照 【多様な人材の確保と構成員の配置】 「当報告書」04 ③ 参照
1-6	監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。	【グローバルネットワークへの加盟】 「当報告書」08 参照
原則2	【組織体制】 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。	
2-1	監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。	【組織図】 「当報告書」03 ① 参照 【経営機能の確保と主体的な関与】 「当報告書」03 ② 参照
2-2	監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。 ・監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与	【経営機能の確保と主体的な関与】 「当報告書」03 ② 参照
	・監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備	【被監査会社との意見交換】 「当報告書」03 ③ 参照

	指針	当法人の適用状況
2-2	<ul style="list-style-type: none"> 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備 	<p>【構成員の動機付けと開放的な組織文化・風土】 「当報告書」02 ③ 参照</p> <p>【職業的専門家としての能力の保持・発揮】 「当報告書」03 ④ 参照</p> <p>【法人の構成員の士気を高める人材育成】 「当報告書」04 ② 参照</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備 	<p>【IT基盤の実装】 「当報告書」03 ⑤ 参照</p>
2-3	<p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけではなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	<p>【社員登用と経営機関の実効性確保】 「当報告書」03 ⑧ 参照</p> <p>【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 ⑨ 参照</p>
原則3	<p>【組織体制】 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	
3-1	<p>監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。</p>	<p>【社員登用と経営機関の実効性確保】 「当報告書」03 ⑥ 参照</p> <p>【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 ⑦ 参照</p>
3-2	<p>監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。</p>	<p>【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 ⑧ 参照</p>

	指針	当法人の適用状況
3-3	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。	
	・経営機能の実効性向上に資する助言・提言	【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 ⑨ 参照
	・組織的な運営の実効性に関する評価への関与	【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 ⑨ 参照
	・経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与	【構成員の動機付けと開放的な組織文化・風土】 「当報告書」02 ③ 参照 【社員登用と経営機関の実効性確保】 「当報告書」03 ⑧ 参照 【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 ⑨ 参照
	・法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与	【構成員の動機付けと開放的な組織文化・風土】 「当報告書」02 ③ 参照 【職業的専門家としての能力の保持・発揮】 「当報告書」03 ④ 参照 【法人の構成員の士気を高める人材育成】 「当報告書」04 ② 参照
	・内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与	【内部及び外部からの通報】 「当報告書」04 ⑤ 参照
	・被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与	【被監査会社との意見交換】 「当報告書」03 ③ 参照
	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 ⑨ 参照
原則4	【業務運営】 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	

	指針	当法人の適用状況
4-1	監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	<p>【トップの姿勢】 「当報告書」02 ① 参照</p> <p>【構成員の動機付けと開放的な組織文化・風土】 「当報告書」02 ③ 参照</p> <p>【経営機関等の考え方の浸透】 「当報告書」04 ① 参照</p>
4-2	監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮するために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	<p>【構成員の動機付けと開放的な組織文化・風土】 「当報告書」02 ③ 参照</p> <p>【職業的専門家としての能力の保持・発揮】 「当報告書」03 ④ 参照</p> <p>【法人の構成員の士気を高める人材育成】 「当報告書」04 ② 参照</p>
4-3	監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。	
	・法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること	<p>【多様な人材の確保と構成員の配置】 「当報告書」04 ③ 参照</p>
	・法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること	<p>【非監査業務と独立性】 「当報告書」02 ④ 参照</p>
	・法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること	<p>【法人の構成員の士気を高める人材育成】 「当報告書」04 ② 参照</p> <p>【多様な人材の確保と構成員の配置】 「当報告書」04 ③ 参照</p>
	・法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること	<p>【教育研修】 「当報告書」04 ④ 参照</p>
4-4	監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	<p>【被監査会社との意見交換】 「当報告書」03 ③ 参照</p>

	指針	当法人の適用状況
4-5	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	【内部及び外部からの通報】 「当報告書」04 ⑤ 参照
原則5	【透明性の確保】 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取り組みに対する内外の評価を活用すべきである。	
5-1	監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取り組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。	【透明性の確保】 「当報告書」07 参照 【監査法人のガバナンス・コードへの対応】 「当報告書」12 参照
5-2	監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。	
	・会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢	【トップの姿勢】 「当報告書」02 ① 参照 【経営機能の確保と主体的な関与】 「当報告書」03 ② 参照
	・法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針	【共通の価値観と行動指針】 「当報告書」02 ② 参照
	・監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取り組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報	【透明性の確保】 「当報告書」07 参照 【監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）】 「当報告書」09 参照
	・監査法人における品質管理システムの状況	【監査の品質管理に関する方針及び手続】 「当報告書」05 参照
	・経営機関等の構成や役割	【組織図】 「当報告書」03 ① 参照 【経営機能の確保と主体的な関与】 「当報告書」03 ② 参照

指針	当法人の適用状況
<ul style="list-style-type: none"> 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方 	<p>【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 ⑨ 参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応 	<p>【非監査業務と独立性】 「当報告書」02 ④ 参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。) 	<p>【IT基盤の実装】 「当報告書」03 ⑤ 参照</p> <p>【サイバーセキュリティ対策】 「当報告書」03 ⑥ 参照</p> <p>【リモートワーク対応】 「当報告書」03 ⑦ 参照</p> <p>【内部及び外部からの通報】 「当報告書」04 ⑤ 参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針 	<p>【職業的専門家としての能力の保持・発揮】 「当報告書」03 ④ 参照</p> <p>【多様な人材の確保と構成員の配置】 「当報告書」04 ③ 参照</p> <p>【教育研修】 「当報告書」04 ④ 参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況 	<p>【財務基盤】 「当報告書」10 参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況 	<p>【グローバルネットワークへの加盟】 「当報告書」08 参照</p>
<ul style="list-style-type: none"> 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取り組みの実効性の評価 	<p>【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 ⑨ 参照</p> <p>【品質管理のシステムの監視】 「当報告書」05 ⑤ 参照</p>

	指針	当法人の適用状況
5-3	<p>グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況 	<p>【グローバルネットワークへの加盟】 「当報告書」08 参照</p>
	<ul style="list-style-type: none"> グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。） 	
	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価 	
	<ul style="list-style-type: none"> 会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要 	
5-4	<p>監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取り組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。</p>	<p>【被監査会社との意見交換】 「当報告書」03 ③ 参照</p> <p>【外部の知見の活用とその役割】 「当報告書」03 ⑨ 参照</p>

指針		当法人の適用状況
5-5	監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取り組みの実効性を定期的に評価すべきである。	<p>【品質管理のシステムの監視】 「当報告書」05 ⑤ 参照</p> <p>【監査法人のガバナンス・コードへの対応】 「当報告書」12 参照</p>
5-6	監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである	<p>【被監査会社との意見交換】 「当報告書」03 ③ 参照</p> <p>【監査法人のガバナンス・コードへの対応】 「当報告書」12 参照</p>



■本部・東京事務所

東京都新宿区西新宿 6 丁目 14 番 1 号
新宿グリーンタワービル 20 階
Tel: 03-5990-5240 Fax: 03-5990-5246

■大阪事務所

大阪市中央区南久宝寺町 3 丁目 2-7
第一住建南久宝寺町ビル 4 階
Tel: 06-6755-8021 Fax: 06-6755-8022

<https://www.kainank.or.jp>

